

第八回 参議院通商産業委員会會議録第五号

昭和二十五年七月二十四日(月曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○商品取引所法案(内閣提出)

○委員長(深川榮左門君) それでは只今から開会いたします。前回に引き続き商品取引所法案を議題に供します。質疑は前回で終了したと思ひますので本日は直ちに討論に入りたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左門君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。尙修正案を提出される方がありましたら討論中に御提案をお願いいたします。

○古池信三君 本法案の内容につきま

しては異議なく賛成いたすものであります。但し、ただ施行の期日に關しまして問題があると思ひます。この法律の内容によつて手續を進めて行く上におきまして「昭和二十五年八月一日から施行する。」と附則に規定がありますけれども、只今の審議の情勢からいつて八月一日から施行は無理ではないかと考えます。つきましては本法運用の万全を期するために次のように修正することを提案いたしたいと考へます。即ち附則第一項中「昭和二十五年八月一日」とあるを「公布の日から起算して十五日を経過した日」に

改める。以上附則の修正を提案いたしまして、本案には賛成をいたしたいと思ひます。

○委員長(深川榮左門君) 只今の古池君の提案に御異議がございましたら御発言をお願いいたします。別段御異議もないようでございますから、それでは古池君の修正案は異議ないと認めましてその通り取計らいます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○栗山良夫君 私は日本社会党の立場からこの法案に反対をいたすものであります。以下数点に亘つて反対の理由を明らかにいたしたいと考へます。すでに本法案に対する質疑の場合におきまして大体私共が賛成をし得ないところの理論的な根拠につきまして若干所信を述べたのでありますが、本法案の提案理由の政府から出された説明にも明記してあります。例えて申しますれば、その理由書には「昨年来経済九原則及びドツヂ・ラインの実施によりましてインフレも漸く終熄し物価も安定してまいり、物資に対する統制も順次解除されつつある状況であります。従つて公定価格制度や配給統制はごく限られた一部の商品についてのみ存続し、大部分の商品の生産及び配給は経済原則によつて規制されることと相成つたのであります。」という経済環境に日本の産業界が置かれていて、このことが、商品取引所法案を至急に成立せしめたいという一つのお考へに相成つてゐるようでありますが、私共

は、少くとも朝鮮問題が發生いたしまして以後の今日の日本の経済状況におきましては、政府が提案理由の主要なるポイントに指摘せられておられます。この状況が、将来の見通しを考へます場合にあり得ないものであると考へてゐるのであります。私が通商産業大臣にこつてこの観点に立つて御質問を申し上げました過程におきまして、政府当局は物の面におきまして、物価の面におきましてはつきりとおつしやいましたことは、少くとも現在の状態においてはという前提條件の下に、この理由の正当性を主張せられしうしてその限りにおいてこの法案の成立を望まれてゐるようであります。將來の見通しにつきましては遺憾ながら見解の相違を來したわけでありまして、併し例へば物資の面を考へて見ます場合には、政府から提出せられた商品取引所市場予定品目の需給調べの一表を見ましても、提案理由の説明には「物資に対する統制も順次解除され」いわゆる品物が豊富になつてゐるというところをお示しになつたのであります。成程この調書によりまして二十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

十五年度における需見込数量と二

この法律の力によつて、その目的とするところと正反對にこれによつて物の爲にデモンピングを行ふ、或いは思惑を行ひまして經濟界に混亂を生じせしめるといふような、国民大衆への犠牲の撥ね返りを及ぼすような影響も又懸念せざるを得ないのであります。従つて私共は九品目を法律によつて決定いたしました以上は、残された品目につきましても上場の必要が生じた場合には少くとも法律によつてこれを定めて行くのが正当であると考えるのであります。最近は何年を通じて殆んど国会は開きつぱなしのような状況になつておるのでありますから、必要とあらばいつでも法律化することが出来るわけであります。従ひまして私共はそういう観点からいたしましたも、この第二條によつて上場品目を政令で思うままに政府の手によつて行うことができるというようなことについては賛成をいたしかねるのであります。

又この商品市場の運営の最も中心になりますところの百三十七條に規定されております商品取引所審議会の問題でありますが、これにつきましても正式にはその委員を内閣総理大臣が兩議院の同意を得て任命するということに原則が確立せられておるのであります。併しながらこれにつきまして一番最初にこの法律の適用を受けまして審議会を作ることができる冒頭の委員の選任に當りましては附則を以て、途中で事故が起きましたときの場合と同じように、事後承認の形を以て行い得ることに相成つておるのであります。それは附則の第七項にそういう條章が明記されておるのであります。これなどもこの法案の取廻しを今少し注意

を以てせられますならば、十分国会の開会中に審議會を衆参両院の同意を得て設置することができた筈でありまして、一番重要なこの運営の任務をもちますところの審議會のメンバーが、法律では原則的に国会の同意を得ておるということに相成つておりまするが運用の面については、国会の事前同意を得なくして行かうというような建前によつて運用されようとしております点におきまして、私は法の權威のために又運用のためにも賛成をいたしかねるものであります。先程古池委員からこの施行期日の問題につきましては、本法案の運用に支障があるというので修正動議が出されておりまするが、その外に根本的な問題として只今の問題を私は指摘をいたすわけであります。

以上申述べました数点を挙げまして私は遺憾ながら本法案に対して反対をいたすものであります。

○委員長（深川榮左門君） 外に御発
言はございませんか。

○境野清雄君 私は国民民主党を代表
いたしました。本法案に賛成するもので
あります。

この法律が第七国会に提出せられまして五月二日本委員会において可決せられました当時と比較いたしましたとして日本経済の現状は朝鮮動乱を契機として大きな変化を来してゐるのでありますが、朝鮮の今回の事件は地震や火災と異なりまして一時的に片付く問題ではなく、将来に亘つて日本経済にいろいろの意味において影響するものであることは認めるのであります。併しこれが今まで回復と復興への大道を歩んで参りました日本経済を、根本的に

方向を變換をさせるべき契機を孕むものとは考えられないのでありまして、日本經濟を平和經濟へ移行させようとする方針もこの際変更すべきではないと思うのであります。而して我々は平和經濟は一應自由經濟を基調とすべきであると考える以上、自由經濟の機能を十分に果すべき商品取引所の設置については躊躇すべき理由は発見されないものであります。朝鮮動亂によりまして一部物資の価格上昇とインフレへの懸念もありますが、これを以て取引所の必要を抹殺すべきではないのであります。取引所ができたために却つて價格の暴騰を來たし、又はインフレへの拍車をかけるという事實はないのであります。取引所は元來あるべき公正なる價格を表現する機能を持つものであるりまして、いつも受動的な立場にある

ようとするところに狙いがあるのではありません。取引高の大きいほど、需給の地域の違いほど、期間の長いほど価格の安定は得られるのであります。そういう意味で取引所は各種の需給を統合し、各地の生産消費を見合い、先物取引によつて時間的ズレを調整し、いわば平均価格を出すことによつて価格の水準作用、保険作用を営むものであると思うのであります。取引所のあつたときとなかつたときといずれが価格は安定していたかという問題になると、議論の材料はあるけれども水掛論になると思うのであります。同一商品について同一條件で、取引所があつた場合との双方を見ることができないのですが、取引所があつた場合に価格の乱高下があつたとして、若しなかつたらもと乱高下したともいえるだろうし、

でありまして、政府におかれましては、この点十二分に留意せられまして、遺憾なきを期せらるることを附言いたしまして本法案に賛成するものであります。

○委員長(深川榮左門君) 外に御意見はございませんか……。外に御意見もないようでございますが討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(澤川榮左門君) 御異議ないかと認めます。それではこれより採決に入ります。商品取引所法案について採決いたしますが、先ず討論中にありまして古池君の修正案を議題に供しました古池君提出の修正案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

「拳手者多数」

○委員長(深川榮左門君) 多数と認めます。よつて古池君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました古池君の修正にかかる部分を除いた内閣提出にかかる商品取引所法案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手をお願いします。

「挙手者多数」

○委員長（深川榮左工門君） 多数と認めます。よつて商品取引所法案は多数を以て修正可決されました。

尙本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、予め多數意見者の承認を経なければならぬことになっております。これは委員長において本案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左エ門君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の御署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

境野 清雄 廣瀬與兵衛
松本 昇 駒井 藤平
古池 信三 重宗 雄三
上原 正吉 加藤 正人
結城 安次 山川 良一

○委員長(深川榮左エ門君) それでは只今から政府提案になつております日本製鉄株式会社法廃止法案につきまして、前回提出理由の説明がございましたが、本日はこれに対する質疑をお願いしたいと思います。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川榮左エ門君) 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会

出席者は左の通り。

委員長 深川榮左エ門君
理事

委員

古池 信三君
廣瀬與兵衛君
栗山 良夫君
結城 安次君
上原 正吉君
松本 昇君
重宗 雄三君
小松 正雄君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業省

企業局長

通商産業省

總貨局長

通商産業省

纖維局長

農林省蚕糸局長

下條 恭兵君
加藤 正人君
山川 良一君
駒井 藤平君
境野 清雄君

横尾 龍君

石原 武夫君

田中 茂君

近藤 正文君

最上 章吉君

七月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本製鉄株式会社法廃止法案
(予備審査のための付託七月十二日)

昭和二十五年八月二日印刷

昭和二十五年八月三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁